

## 長与町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率	
						%	%
5年度	人 39,861	千円 15,013,175	千円 1,053,551	千円 1,906,851	% 12.7		12.7

#### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 195	千円 675,949	千円 125,417	千円 287,540	千円 1,088,906	千円 5,584	千円 5,777

(注) ※職員手当には退職手当を含みません。

※職員数は、令和5年4月1日現在の普通会計に属する人員です。また、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

※給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

#### (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため国の職員数(構成)を

用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合))により算出。)

3 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施 ]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。1級(全号俸)及び2級の初任給に係る号俸は引下げなし。

3級以上の級の高位号俸は50歳代後半層における官民の給与格差を考慮して最大4%程度引下げ。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

支給無し

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、県に準じた見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

管理職員手当について、国家公務員の例に倣い定額化を実施。(平成28年4月1日実施)

国家公務員に準じて、55歳以上の職員の昇給については、標準の成績では昇給しないよう条例等を改正(平成29年4月1日実施)

## 2 職員の平均給料月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長与町	40歳	312,400 円	371,545 円	339,950 円
長崎県	43歳	318,776 円	389,836 円	352,177 円
国	42.1歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.3歳	306,955 円	371,835 円	340,734 円

(注) 1 「平均給料月額」とは令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国 比較 ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分		長与町		長崎県		国	
一般行政職	大学卒	196,200	円	196,200	円	196,200	円
	高校卒	166,600	円	166,600	円	166,600	円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区分		経験年数10年～15年	経験年数15年～20年	経験年数20年～25年
一般行政職	大学卒	285,000 円	330,100 円	374,100 円
	高校卒	232,400 円	— 円	— 円

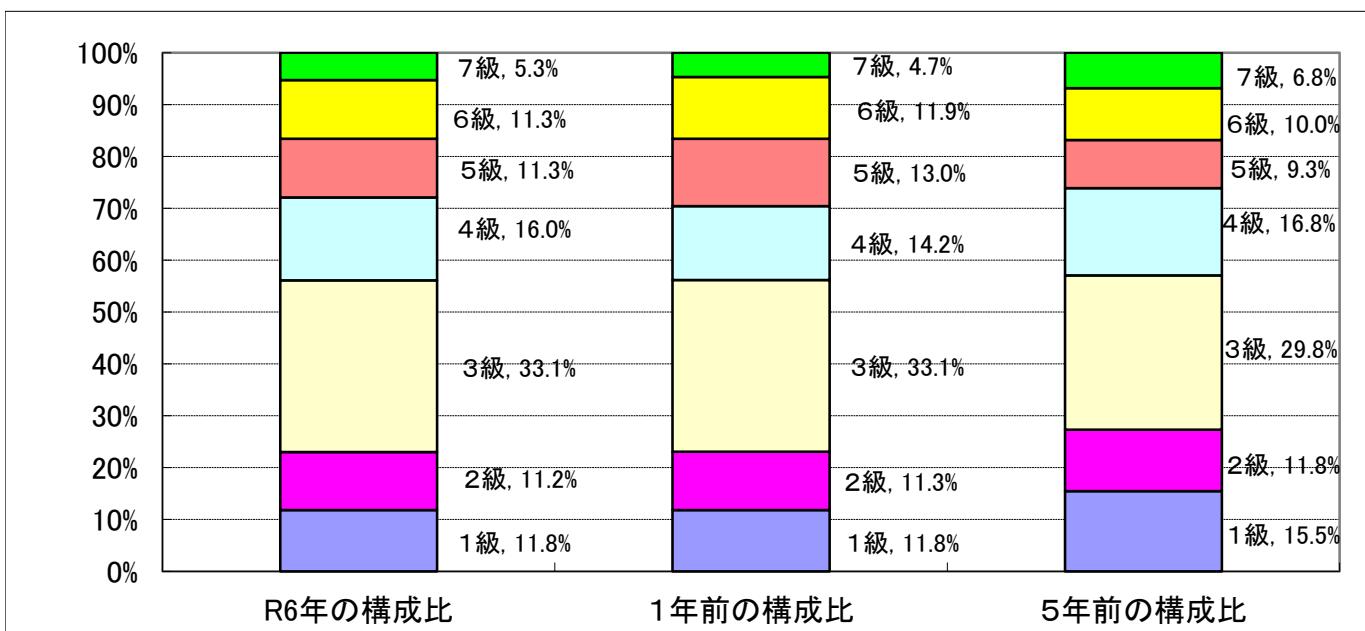
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

級	標準的な職務	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7	部長及び部長相当職	9 人	5.3 %	365,500 円	446,200 円
6	課長及び課長相当職	19 人	11.3 %	323,100 円	411,300 円
5	参事、課長補佐、副参事	19 人	11.3 %	295,400 円	394,000 円
4	係長、上級主査	27 人	16.0 %	271,600 円	382,000 円
3	主査、主任	56 人	33.1 %	240,900 円	351,000 円
2	主事	19 人	11.2 %	208,000 円	305,200 円
1	主事	20 人	11.8 %	162,100 円	249,400 円
合 計		169 人	100.0 %		

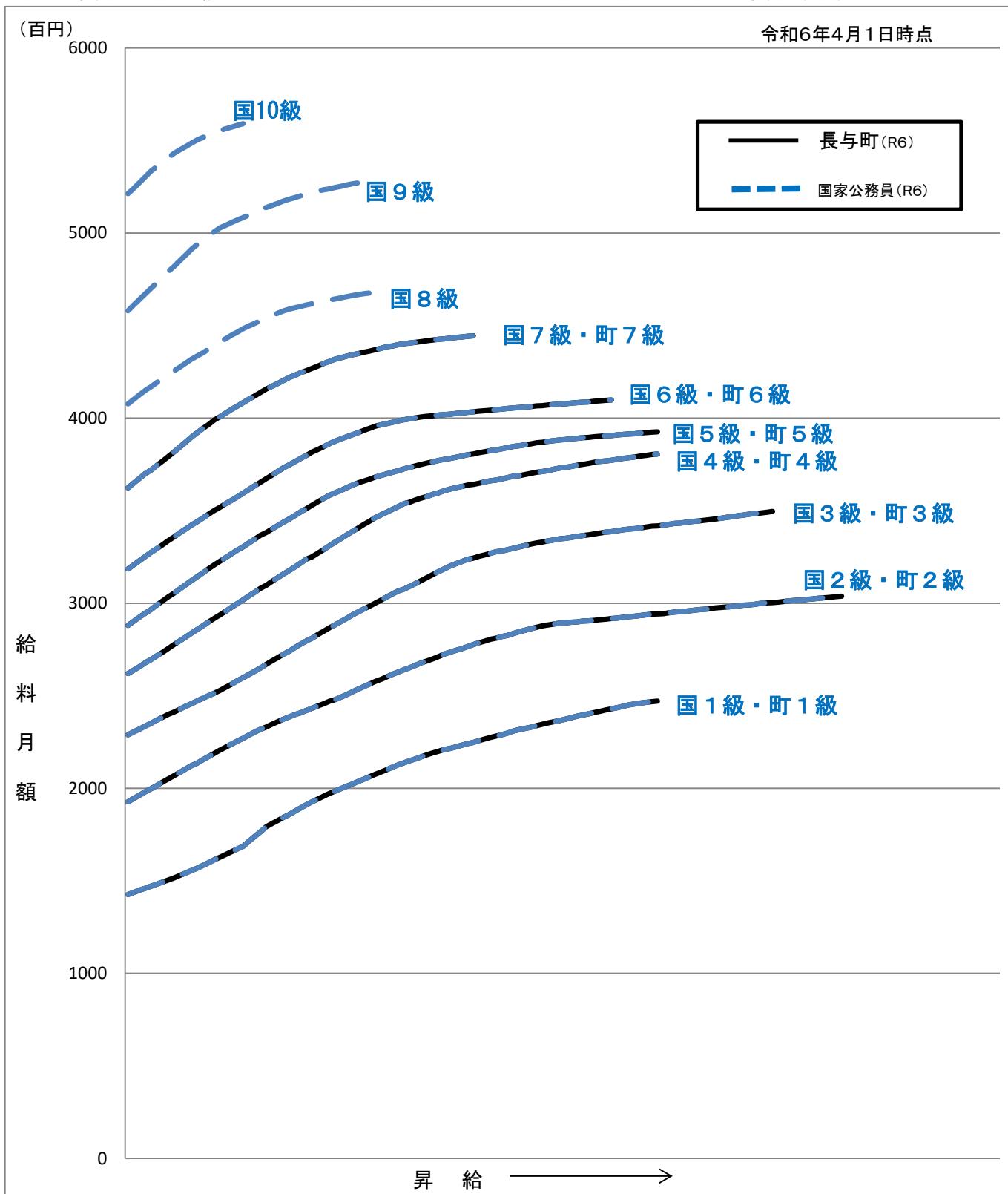
(注)1 長与町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



## (2)国と給料表カーブ比較表(行政職(1))

※国家公務員が10級制を敷いているのに対し、本町は7級制となります。1級から7級まで全て国家公務員の給料表と同じにしております。



### (3) 昇給への人事評価の活用状況(長与町)

令和6年4月2日から令和7年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定期間				

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

長 与 町	長 崎 県		国	
1人当たり平均支給額(5年度) 1,457 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,611 千円		—	
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 ( 1.38 )月分 勤勉手当 2.05 月分 ( 0.98 )月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 ( 1.38 )月分 勤勉手当 2.05 月分 ( 0.98 )月分		(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 ( 1.38 )月分 勤勉手当 2.05 月分 ( 0.98 )月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定期間				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

長　与　町			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
役職に応じた調整額の加算あり					
1人当たり平均支給額	9,054 千円	0 千円			

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、長与町の全職種で、5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給はありません。

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)	251 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	8,946 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)	14.4 %			
手当の種類(手当数)	7			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(5年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務担当職員	町税の徴収、調査、検査、滞納処分等	187 千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
感染症防疫作業手当	感染の危険がある作業等に従事する職員	感染症の病原体等に感染の危険のある作業、検疫、救護等	44 千円	作業1日につき1,000円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	業務担当職員	行旅病人及び行旅死亡人の収容または救護	千円	病人 1日につき2,000円 死亡人 1日につき5,000円
保健福祉指導手当	福祉担当職員	精神障害者等の家庭等を訪問し、指導を行った場合	千円	1日につき 1,000円
危険現場作業手当	業務担当職員	高所、急傾斜地または著しく困難な場所で検査等の作業を行った場合	千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
公共用地取得業務手当	業務担当職員	公共事業の施行に伴う用地の取得や物件移転に関し困難な交渉を伴う場合	16 千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
災害作業手当	業務担当職員	暴風等の荒天時に屋外において作業に従事した場合	4 千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日

(5) 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	67,067 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	377 千円
支給実績(4年度決算)	72,971 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	427 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数

(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)である。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容 及び 支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 ○配偶者 6,500 円 ○子 10,000 円 ○その他 6,500 円 満 16歳の年度初めから満 22歳 年度末までの間にある子 1人につき 5,000 円 加算	同じ		21,243 千円	241,398 円
住居手当	借家又は借間に居住し、家賃を支払っている職員又は自宅に居住し、世帯主である職員に支給 ・月額 27,000円以下の家賃 家賃月額 - 16,000円 ・月額 27,000円を超える家賃 （家賃月額 - 27,000円）× 1/2 + 11,000円 （最高 28,000円）	同じ		18,236 千円	303,926 円
通勤手当	通勤距離2km以上で、通勤のために交通機関等(列車、バス等)を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具を使用する職員に支給 ・交通機関等利用者 1ヶ月あたりの運賃等相当額が 55,000円まで全額支給(長期定期価額を一括支給) ・交通用具利用者 距離に応じて 2,000円～ 31,600円を支給	同じ		5,491 千円	47,340 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 俸給表別・職務の級別の定額制	同じ		27,430 千円	761,933 円
義務教育等教員特別手当	法律に基づき教員に対し支給される手当で、級ごとに額が定められている	同じ		338 千円	84,600 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が、休日又は平日深夜において臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給される	同じ		7 千円	7,000 円

## 5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区分		給料月額等			
給 料	町長	857,000 円		類似団体における最高／最低額	
	副町長	691,000	円	920,000	円／ 592,000 円
報 酬	議長	368,000	円	499,000	円／ 252,000 円
	副議長	310,000	円	430,000	円／ 202,000 円
	議員	283,000	円	400,000	円／ 174,000 円
期末手当	町長	(5年度支給割合)※R6.4.1現在			
	副町長	3.40	月分		
	議長	(5年度支給割合)※R6.4.1現在			
退職手当	副議長	3.40	月分		
	議員				
		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
退職手当	町長	857,000円 × 5 × 在職年数	17,140,000 円	任期毎	
	副町長	691,000円 × 3 × 在職年数	8,292,000 円	任期毎	
備考					

(注)1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

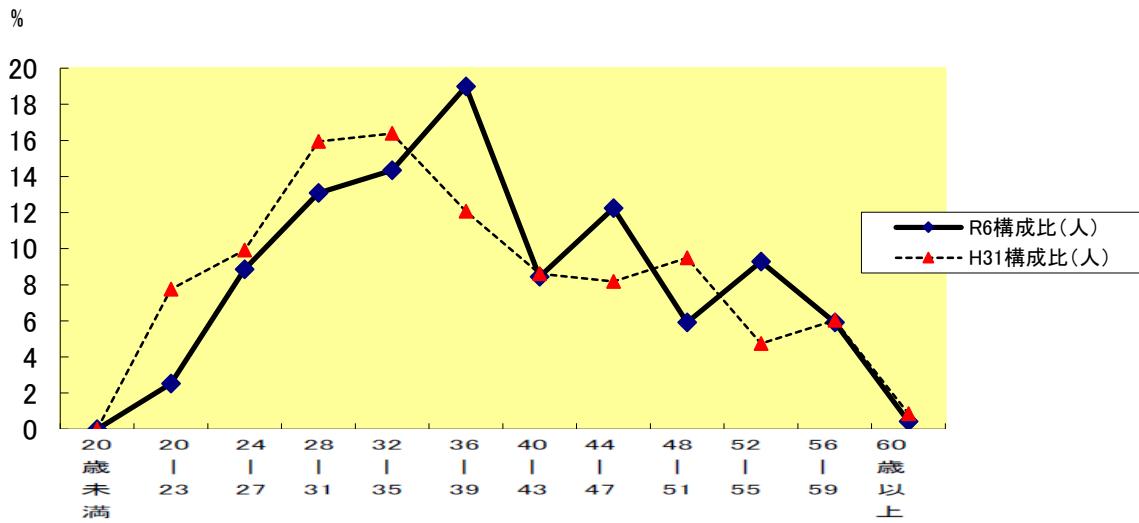
区分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
部 門		令和6年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	4	4	0
		総 務	62	62	0
		税 務	18	18	0
		民 生	35	33	2 福祉関連事業
		衛 生	19	20	-1 人員配置の見直し
		農林水産	9	9	0
		商 工	3	3	0
		土 木	19	20	-1 人員配置の見直し
	計	169	169	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 42.4 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数53.56人)
公営企業計等部門	教育部門	26	26	0	
	小 計	195	195	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 48.92 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数67.22人)
公営企業計等部門	水 道	12	11	1	浄水場事業
	下水道	7	6	1	処理場事業
	その他の	23	23	0	
合 計		237	235	2	<参考>
		[ 240 ]	[ 240 ]	[ 0 ]	人口1万人当たり職員数 59.46 人

(注)1 職員数は、一般職に属する職員数である。

2 教育長は教育部門から除いている。

3 [ ]内は、条例定数の合計である。

## (2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳, 23歳	24歳, 27歳	28歳, 31歳	32歳, 35歳	36歳, 39歳	40歳, 43歳	44歳, 47歳	48歳, 51歳	52歳, 55歳	56歳, 59歳	60歳以上	計
職員数	0人	6人	21人	31人	34人	45人	20人	29人	14人	22人	14人	1人	237人

## (3) 職員数の推移

部門\区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	167	166	169	169	169	2 ( 1.2% )
教育	26	26	26	26	26	0 ( 0.0% )
警察	0	0	0	0	0	0 ( 0.0% )
消防	0	0	0	0	0	0 ( 0.0% )
普通会計計	193	192	195	195	195	2 ( 1.0% )
公営企業等会計計	42	41	39	40	42	0 ( 0.0% )
総合計	235	233	234	235	237	2 ( 0.9% )

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に 占める職員給与費比率
5年度	千円 666,077	千円 75,967	千円 55,318	% 8.3	% 8.3

(注) 資本勘定支弁職員(2名)に係る職員給与費10,666千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	人 11	千円 41,055	千円 7,724	千円 16,620	千円 65,399	千円 5,945

(注)1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は令和6年3月31日現在の人員です。

3 資本勘定支弁職員(2名)に係る職員給与費を含む。

4 職員数及び給与費については、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

イ 特記事項

特にありません。

#### ② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
水道事業	39.1歳	313,900 円	343,050 円
長与町(一般職)	40歳	312,400 円	371,545 円
水道事業(全国平均)	—	—	—

#### ③ 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業	長与町(一般行政職)
1人当たり平均支給額(5年度) 1,511 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,457 千円
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 ( 1.38 )月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 ( 1.38 )月分
勤勉手当 2.05 月分 ( 0.98 )月分	勤勉手当 2.05 月分 ( 0.98 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

普通会計と同じです。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給はありません。

工 企業手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)	73 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	9,125 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)	73.0 %		
手当の種類(手当数)	5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)
水道事業施設復旧作業手当	浄水係、水道工務係	時間外に緊急に呼び出し等により上下水道施設の復旧作業に従事したとき	57 千円 1,000円/回
公共用地取得業務手当	浄水係、料金総務係	職員が公共事業の施行に伴う用地取得又は物件移転等に関し現地において困難な交渉を伴う買収又は補償の業務に従事したとき	千円 2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
料金徴収手当	料金総務係	料金の徴収及び給水停止業務に従事したとき	16 千円 2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
危険現場作業手当	浄水係、水道工務係	職員が高所、急傾斜地又は著しく困難な場所で検査等の業務に従事したとき	千円 2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
災害現場業務手当	浄水係、水道工務係、料金総務係	職員が暴風等の荒天時に屋外において作業に従事したとき	千円 2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日

才 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	3,436 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	344 千円
支給実績(4年度決算)	2,918 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	324 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

力 その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容 及び 支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 ○配偶者 6,500 円 ○子 10,000 円 ○その他 6,500 円  満 16歳の年度初めから満 22歳 年度末までの間にある子 1人につき 5,000 円 加算	同じ		1,041千円	173,531円
住居手当	借家又は借間に居住し、家賃を支払っている職員又は自宅に居住し、世帯主である職員に支給 ・月額 27,000円以下の家賃 家賃月額 - 16,000円 ・月額 27,000円を超える家賃 (家賃月額 - 27,000円) × 1/2 + 11,000円 (最高 28,000円)	同じ		970千円	323,372円
通勤手当	通勤距離2km以上で、通勤のために交通機関等(列車、バス等)を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具を使用する職員に支給 ・交通機関等利用者 1ヶ月あたりの運賃等相当額が55,000円まで 全額支給(長期定期価額を一括支給) ・交通用具利用者 距離に応じて2,000円～31,600円を支給	同じ		513千円	85,427円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 役職等に応じて給料月額の10%～15%	同じ		1,676千円	838,200円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が、休日において臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給される	異なる	平日深夜:なし	14千円	14,000円

## (2) 下水道事業

### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に 占める職員給与費比率
5年度	千円 860,301	千円 63,423	千円 21,541	% 2.5	% 2.1

(注)資本勘定支弁職員(2名)に係る職員給与費 11,191千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	人 6	千円 20,533	千円 3,696	千円 8,503	千円 32,732	千円 5,455

(注)1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は令和6年3月31日現在の人員です。

3 資本勘定支弁職員(2名)に係る職員給与費を含む。

4 職員数及び給与費については、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

イ 特記事項

特にありません。

### ② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
下水道事業	38.9歳	301,900 円	368,524 円
長与町(一般職)	40歳	312,400 円	371,545 円
下水道事業(全国平均)	—	—	—

### ③ 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業	長与町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(5年度) 1,417 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,457 千円	
(5年度支給割合)		(5年度支給割合)
期末手当 2.45 月分 ( 1.38 )月分	勤勉手当 2.05 月分 ( 0.98 )月分	期末手当 2.45 月分 ( 1.38 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

普通会計と同じです。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給はありません。

エ 企業手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)	13 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	3,250 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)	66.7 %			
手当の種類(手当数)	5			
手当の種類	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給単価
水道事業施設復旧作業手当	処理場係、建設係	時間外に緊急に呼び出し等により上下水道施設の復旧作業に従事したとき	千円	1,000円/回
公共用地取得業務手当	建設係、業務係	職員が公共事業の施行に伴う用地取得又は物件移転等に関し、現地において困難な交渉を伴う買収又は補償の業務に従事したとき	千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
料金徴収手当	業務係	使用料の徴収及び給水停止業務に従事したとき	13 千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
危険現場作業手当	処理場係、建設係	職員が高所、急傾斜地又は著しく困難な場所で検査等の業務に従事したとき	千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
災害現場業務手当	処理場係、建設係 業務係	職員が暴風等の荒天時に屋外において作業に従事したとき	千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日

オ 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	2,445 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	349 千円
支給実績(4年度決算)	1,542 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	257 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

力 その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容 及び 支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 ○配偶者 6,500 円 ○子 10,000 円 ○その他 6,500 円  満 16歳の年度初めから満 22歳 年度末までの間にある子 1人につき 5,000 円 加算	同じ		720 千円	180,000 円
住居手当	借家又は借間に居住し、家賃を支払っている職員又は自宅に居住し、世帯主である職員に支給  ・月額 27,000円以下の家賃  家賃月額 - 16,000円  ・月額 27,000円を超える家賃  (家賃月額 - 27,000円) × 1/2 + 11,000円  (最高 28,000円)	同じ		336 千円	336,000 円
通勤手当	通勤距離2km以上で、通勤のために交通機関等(列車、バス等)を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具を使用する職員に支給  ・交通機関等利用者  1ヶ月あたりの運賃等相当額が55,000円まで 全額支給(長期定期価額を一括支給)  ・交通用具利用者  距離に応じて2,000円~31,600円を支給	同じ		183 千円	60,870 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給  役職等に応じて10%~15%	同じ		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が、休日において臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給される	異なる	平日深夜:なし	0 千円	0 円